

廃対第537号  
令和2年3月24日

岐阜県浄化槽保守点検業者 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の  
一部を改正する条例等の施行について（通知）

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）が令和元年6月19日公布され、令和2年4月1日から施行されます。

これを踏まえ、岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和2年岐阜県条例第11号。以下「改正条例」という。）及び岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年岐阜県規則第30号以下「改正規則」という。）を、別紙のとおり令和2年3月24日に公布し、令和2年4月1日から施行します。

については、下記の事項に御留意いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

し尿のみを処理する単独処理浄化槽から、し尿と併せて生活雑排水も処理するなど環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換の促進や、浄化槽管理の強化を目的として「浄化槽法」が改正されました。

この改正法により、条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けている場合に当該条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されました。

これを踏まえ、岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例において浄化槽管理士に対する研修の機会を確保することを浄化槽保守点検業者に義務付けました。

2 改正の内容

(1) 改正条例

- ・浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の義務付けを追加（第8条の2）  
「浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保しなければならない。」を追加する。

## （2）改正規則

- ①浄化槽保守点検登録（更新）申請書の添付書類の追加（第2条第3項第4号）  
登録（更新）申請時に研修の機会が確保されていることを確認するため、登録申請書の添付書類に、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する書類（第2号様式の2）」を追加する。

<記載項目>

浄化槽管理士ごとに次の内容を記載する。

- ・今後5年間の研修計画(研修会の名称、主催者、受講予定年度)
- ・更新申請の場合は、過去5年間に受講した研修のうち、直近に受講した研修(研修会の名称、主催者、受講年度)

- ②「浄化槽保守点検業務報告書(第9号様式)」※の変更

研修会の受講状況を毎年確認するため「浄化槽保守点検業務報告書」に、浄化槽管理士に対する研修の状況の項目を追加する。

<記載項目>

浄化槽管理士に対する研修の状況（研修会の名称、主催者、受講月日）

※「浄化槽保守点検業務報告書」

浄化槽保守点検業者に、毎年4月30日までに提出を義務付けている報告書（浄化槽管理士の1年間の点検契約数、点検実施基数を記載）

## 3 施行日

令和2年4月1日

※令和2年4月1日以降の岐阜県浄化槽保守点検業の登録（更新）申請及び浄化槽保守点検業務報告書の提出から対象とします。ただし、令和元年度分の浄化槽保守点検業務報告書については、浄化槽管理士に対する研修の状況報告は不要とします。

担当係	岐阜県環境生活部 廃棄物対策課一般廃棄物係		
係長	伊藤	担当	葛西
TEL	058-272-1111(内2718)		
FAX	058-278-2607		